

食品安全マネジメントシステムの製造セクターの規格（JFS-E-C 規格）及び 認証スキーム文書（JFS-C スキーム文書）の概要

2016年7月26日

一般財団法人 食品安全マネジメント協会

<JFS-E-C 規格>

- 製造セクターの食品事業者（組織）に対する要求事項をまとめたもの。

- 「製造セクター」とは、具体的には以下の4つのカテゴリーから成る。
 - E I：腐敗しやすい動物性製品の加工
 - E II：腐敗しやすい植物性製品の加工
 - E III：腐敗しやすい動物性及び植物性製品の加工（混合製品）
 - E IV：常温保存製品の加工

- 規格での要求事項は、以下の3つから構成される。
 - (1) 食品安全マネジメントシステム（FSM）
 - (2) ハザード制御（HACCP）
 - (3) 適正製造規範（GMP）

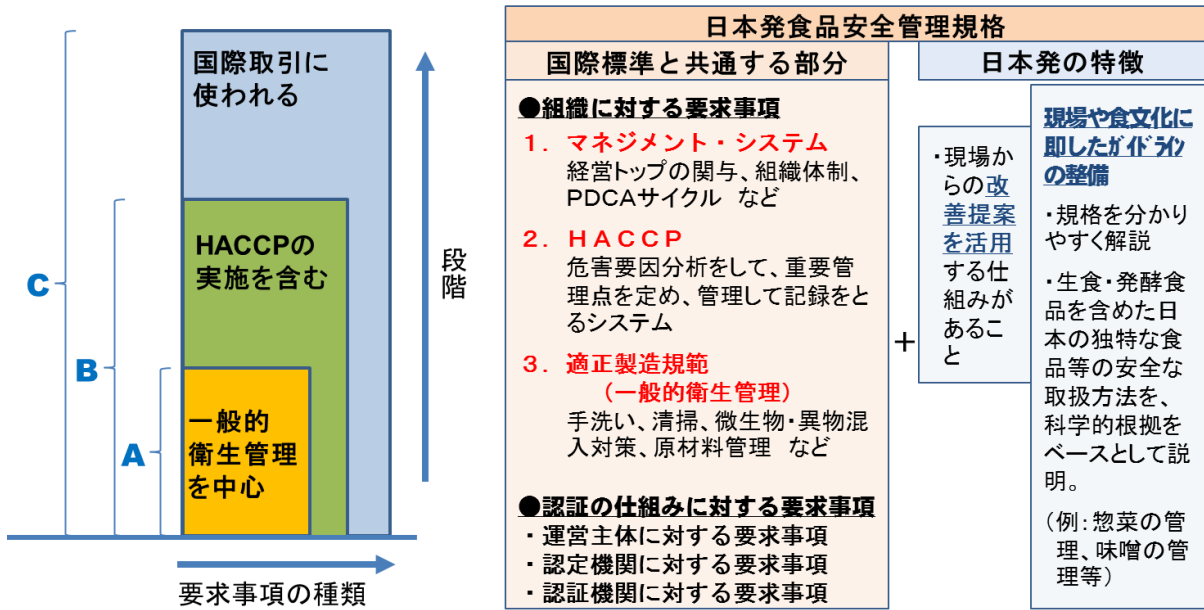
- 要求事項は、GFSI ガイダンス・ドキュメント バージョン6.4のEカテゴリーで求められている項目を全て含む。また、本ガイダンス・ドキュメントで求めている事項として、以下の4つがある。なぜ含めたかの理由は括弧内。
 - FSM19 現場からの改善提案の活用
(日本企業の文化としてあったものを、特徴として取り込み)
 - FSM26 食品偽装防止対策
(ガイダンス・ドキュメントv7の先取り)
 - FSM27 検証活動及び結果の分析
(ISO22000を参考として、全体としてPDCAサイクルを回すためのC部分を明記)
 - FSM28 食品安全マネジメントシステムの更新
(ISO22000を参考として、全体としてPDCAサイクルを回すためのA部分を明記)

- 今後、順にガイドラインを策定していく予定であるが、その前であっても、この規格による認証を受けることが可能。

日本発の規格の特徴

中小事業者にとっても取り組みやすい段階的な仕組み

日本の企業文化、食文化になじみやすい、日本の事業者に分かりやすい



(注) 今回公表したのは、上記の C 規格のみ。A、B 規格については、今後公表予定。

<JFS-C スキーム文書>

- 食品関係事業者（組織）が、要求事項に適合しているかどうかを審査され、認証を受ける仕組みと規則を記述した文書。
- 1. 本スキームの概要、2. スキームオーナーに関する規則、3. 認定機関に対する要求事項、4. 認証機関に対する要求事項 から構成される。
- 内容は、GFSI (Global Food Safety Initiative 世界食品安全イニシアティブ) が発行しているガイダンス・ドキュメント バージョン 6.4 で認証スキームに要求されている事項を全て含んでいる。
- 認証の仕組みとしては、他の国際的な第三者認証スキーム (FSSC22000 等) とほぼ同じであるが、スキームオーナー、認定機関、認証機関、組織との相互のコミュニケーションを重視している点が特徴である。
- 認定機関との契約、認証機関との契約はこのスキーム文書を踏まえ、行われるが、英語で提出を求められる部分が、他の海外の認証スキームと比べて軽減される予定。

〔国際的な第三者認証の仕組み〕

